

## 令和 6 年度 公益事業部講演会

# 当事者の権利擁護における言語聴覚士の役割

## ～主に成年後見制度について～

認知症や失語症、知的障害があることで、ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。国は、ご本人に身近な「親族」、「福祉・医療、地域等の関係者」と「後見人」がチームとなって、ご本人の意思や状況を把握し、対応することを目指しています。本講演会では、私たち言語聴覚士がチームの一員として、当事者の意思決定に関わる際に必要な知識を学びます。多くの会員の皆様の参加をお待ちしています。

【日時】：2024年11月30日（土）13：45～16：15（受付13：30～）

【会場】：松江テルサ 中会議室（島根県松江市朝日町478-18）JR松江駅横

**※ハイブリッド開催**（申込みフォームに「会場」「オンライン」の希望を入力ください）

【講師】 **講演1** 13：45～ 『言語聴覚士が理解すべき、権利擁護支援および成年後見制度』

中村 健文氏（松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター相談支援員）

清水 拓弥氏（松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター主任主事・社会福祉士）

**講演2** 15：25～ 『臨床から事例紹介、および言語聴覚士に求めること』

樋野 耕平氏（松江赤十字病院 医療社会事業課係長 社会福祉士）

【対象】：言語聴覚士 【参加費】：1000円

【申し込み方法】：下記のURLよりお申込みください。 **※Gmail アドレスで登録**をお願いします。

※お申し込み後に、振込をお願いします。

URL: [https://docs.google.com/forms/d/11d-1fJPHg\\_4wYtuzDEGv5jnm9yk1G34KafBfYRXahg0/viewform?edit\\_requested=true](https://docs.google.com/forms/d/11d-1fJPHg_4wYtuzDEGv5jnm9yk1G34KafBfYRXahg0/viewform?edit_requested=true)

【振込先】：山陰合同銀行 米子東支店(店番 081) 普通 3692669

一般社団法人 山陰言語聴覚士協会 島根県理事 門脇 康浩

**【申し込み締切日】：令和6年11月25日（月）**

【お知らせ】：本人名での振り込みをお願いします。振込後のキャンセルに伴う返金は致しませんのでご了承ください。 **参加費振込が確認できた方に研修会資料をメールで送信**します。

各自印刷してご参加ください。

ドメイン設定（受信拒否設定）を解除していただくか『gmail.com』を受信リストに加えていただきますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】：島根県言語聴覚士会 補助金事業部 [shimanest.hojokin@gmail.com](mailto:shimanest.hojokin@gmail.com)